

奈良県いじめ対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十号

奈良県いじめ対策連絡協議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、奈良県いじめ対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 県、市町村又は学校（法第二条第二項に規定する学校をいう。）におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。次号において同じ。）のための対策の推進に関すること。
- 二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策の推進に関すること。

(組織)

第三条 協議会は、委員十四人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- 一 教育、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は三年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
(委員以外の者の出席)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、地域振興部において処理する。
(その他)

第十条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。